

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

遺産分割や家・土地の相続に関する法律が続々改正

特別受益と寄与分の主張できる期限を設定

こんにちは、高橋学です。新緑が目眩しい季節となりました。さて、2023年以降、遺産分割や家・土地の相続に関する法律の新設や改正が続きます。相続は、多くの人に関わる重要なイベントであり、正しい知識をもつことがトラブル防止につながります。

現在、施行を控えているのが、「特別受益と寄与分の主張を相続開始から10年以内に設定」「相続土地国庫帰属制度の新設」「土地・建物の相続登記の義務化」の3つです。それぞれのポイントについて見ていきましょう。「特別受益と寄与分の主張を相続開始から10年以内に設定」は23年4月1日に施行され、遺産分割協議に、「相続開始時から10年」という期限が設定されます。原則10年の期間を過ぎると、被相続人の介護を一手に担ったなどの寄与分が考慮されなくなります。被相続人と近い関係にあった相続人が損をしまう可能性もあるため、注意が必要です。

「相続土地国庫帰属制度」は23年4月27日に新設され、相続人が不要と判断した土地を国が引き取るものです。何らかの理由で受け継ぐ相続人がいない場合に対象となりますが、「建物がない」などの一定の要件があり、管理代として10年分の負担金を納めなければなりません。

相続登記が義務化。3年以内に登記しないと罰則も

今回の改正で特に知っておきたいのが、24年4月1日に施行される「土地・建物の相続登記の義務化」です。現行では、土地・建物を相続する際の登記は任意で、かつ期限も決まっていますが、この法律の施行以降は、相続が開始してから3年以内に誰がどれだけ相続するかを登記する義務が課されます(24年4月1日以降に相続発生の場合。それ以前に発生の場合は27年3月末まで)。期間内に登記しなかった場合には、法務局から催告があり、それを無視すると罰則として10万円以下の過料が科されます。

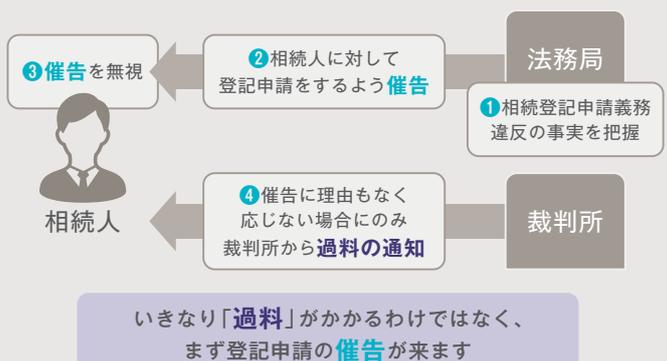
とはいえ、様々な事情から、期限内の登記が難しいケースもあるでしょう。そうした場合のために「相続人申告登記制度」が新設され、相続人である蓋然性がある人が「自分が相続人です」と法務局に申し出ることによって、一旦上記の義務を履行したことにしてもらうことも可能です。その後、相続人が確定したら、その日から3年以内に正式な相続登記の手続きを行う必要があります。

背景には、所有者不明土地の増加があります。遺産分割協議や相続登記に期間を設けることで、膠着化しがちな遺産分けを促進し、不動産の取引や利用に支障をきたす所有者不明土地の発生を食い止めることが今回の改正の目的です。 **M**

■ 図表1 家・土地などの相続に関する主な制度改正

施行日	改正のポイント
2023年	4月1日 ●特別受益と寄与分の主張できる期間を設定 これまで定められていなかった遺産分割協議の期限が「相続開始時から原則10年」となる。10年を過ぎると、民法で定めた法定相続割合で分割となる。
	4月27日 ●相続土地国庫帰属制度を新設 相続した不要な土地の所有権を国が引き取る新制度。ただし、対象となる土地には一定の要件があり、相続人が10年分の管理費を負担する。
2024年	4月1日 ●土地・建物の相続登記の義務化 これまで任意かつ申請期限もなかった土地・建物の相続登記が義務化され、期限が「相続発生から3年以内」となる。登記しないと10万円以下の過料となる。

■ 図表2 相続登記の過料が科されるまでの流れ



(出所)法務省の資料をもとに筆者作成